

定 款

株式会社 LITALICO

第1章 総則

(商号)

第1条

当会社は、株式会社 LITALICO と称し、英文では、LITALICO Inc. と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種情報提供サービスおよび情報処理サービス業
2. 職業安定法に基づく職業紹介事業
3. 広告、宣伝に関する企画、制作および製作、代理店業
4. 電子商取引システム、その他WEBサービス等の企画、開発、デザイン、運営、保守、管理及びコンサルティング事業
5. 人材の募集・転職活動に関する情報の収集及び提供
6. コンピュータ・携帯端末向けソフトウェア等の企画、開発、デザイン、運営、保守、管理及びコンサルティング
7. 人事・労務・福利厚生・教育研修業務及びこれらに関するコンサルティング事業
8. 経営及び販売促進に関するコンサルティング事業
9. 障害福祉、介護、その他福祉サービスに関するコンサルティング事業
10. 企業・団体の委託を受けて行う下記の業務
 - (1) 経営分析、事業計画、統計管理及び広報等に関する資料の企画、収集、作成、発行及び管理業務
 - (2) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務
 - (3) 福利厚生事務、保険事務及び採用、異動、保健、退職等に伴う事務の処理業務
11. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
12. 古物売買業
13. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、経営指導及びコンサルタント業務
14. 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事その他各種興行の企画、制作及び実施
15. 通信教育の実施、その他教育・学習支援事業
16. 教材、教具、玩具、文房具、日用品雑貨の販売
17. ライフプラン、その他の生活全般に関するコンサルティング事業
18. キャリアカウンセリング、その他の職業生活全般に関するコンサルティング事業
19. 労働者派遣事業
20. ファクタリング事業
21. 学習塾及び幼児教室の経営
22. 児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業
23. 児童福祉法に基づく、障害児相談支援事業
24. 保育所及び託児所の経営
25. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく障害福祉サービス事業
26. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく一般相談支援事業
27. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく特定相談支援事業
28. 指定障害福祉サービスに該当する就労移行支援事業

- 29. 病院外における介護および看護に関する事業
- 30. 通信販売に関する事業
- 31. 経営指導のための企業管理・経営委託
- 32. 有価証券の売買、保有及び運用業務
- 33. 不動産の売買、賃貸、管理事業及びその媒介、仲介の事業
- 34. 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険、その他各種保険の代理業及び生命保険等の募集に関する業務
- 35. 金融商品仲介業
- 36. 貸金業及びその仲介業
- 37. 投資助言業及び代理業
- 38. 金融サービス仲介業
- 39. その他銀行、証券及び保険分野におけるサービスの仲介又は代理に関する事業
- 40. 投資業
- 41. 投資事業組合財産の運用及び管理
- 42. 福祉、医療およびヘルスケア関連機器、機材、器具、用具その他商品の開発、製造、販売、輸出入、賃貸の事業
- 43. 携帯電話、電気通信機器等の販売・貸付に関する事業及びその代理店、媒介、仲介の事業
- 44. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告の方法)

第4条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(会社の機関)

第5条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は1億2288万株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第11条

当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(招集権者及び議長)

第13条

株主総会は、社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条

株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。この場合は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

(電子提供措置等)

第16条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条

当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(役付取締役)

第 21 条

取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条

社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 24 条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 25 条

当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の決議等の省略)

第 26 条

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が、取締役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役の責任免除)

第 27 条

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集）

第28条

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第29条

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第30条

当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第31条

会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第32条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第33条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第34条

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 36 条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

令和 2 年 4 月 1 日施行

令和 2 年 6 月 3 0 日改定

令和 3 年 1 月 1 4 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 6 月 2 9 日改定

令和 3 年 1 0 月 1 日改定

令和 4 年 6 月 2 9 日改定

令和 5 年 6 月 2 7 日改定

令和 7 年 6 月 2 6 日改定